

令和6年4月1日（月）から

草木類のステーション収集

をはじめました

ごみの減量化・資源化を進めるため、燃やすごみの日に集積所に出ている草木類を別途収集し、資源化する取組を開始しました。

資源化するには、他の燃やすごみと分別するなど、「出し方」がとても大切です。次のとおり、分別収集にご協力をお願いします。

1 収集日

週2回の燃やすごみ収集日のうち、**週初めの収集日**

燃やすごみの収集日	草木類の収集日
月曜・木曜の地区	毎週 月曜日
火曜・金曜の地区	毎週 火曜日
水曜・土曜の地区	毎週 水曜日

※年末年始は、燃やすごみの収集が休みの場合は草木類の収集も休みです。

※他のごみと同様に、**朝8時30分まで**に出してください。

2 出す場所

各地区の燃やすごみのステーション（集積所）

※通常の燃やすごみ（生ごみ等）の収集後、別の収集車で草木類を収集します。

※自己搬入、戸別収集、自治会の草木類専用集積所での収集は、引き続き実施します。

3 出し方

ビニール袋に入れるか、束ねて出す

- せん定枝と草葉類は同じ袋に出せます。
- せん定枝は長さ1m以内、太さ1.5cm以内になしてください。
- 太い枝で束ねられない場合は、そろえて置いてください。

※資源化に適さないもの(竹、笹、野菜など)や、ごみが混ざっているものは 通常の燃やすごみとして収集します。

詳しくは裏面をご確認ください。

収集しやすいよう
出来るだけ分けて
出してください

燃やすごみ

草木類



草木類ステーション収集の注意事項

①草木類の対象にならないもの

多くの庭木や草葉は草木類として出せますが、次のものは対象外です。
草木類とは分けて、燃やすごみとして出してください。

- 竹・笹類 ●根株 ●芝生 ●野菜や果物などの果実
- 除草剤が付着したもの
- キョウチクトウなど毒性があるもの
- 一般ごみ(たばこの吸い殻、菓子包装など)が混入したもの

※事業者(農業を含む)から排出されるものや、造園業者やシルバー人材センターなど事業者に依頼したものは事業系ごみです。燃やすごみにも草木類にも出せません。

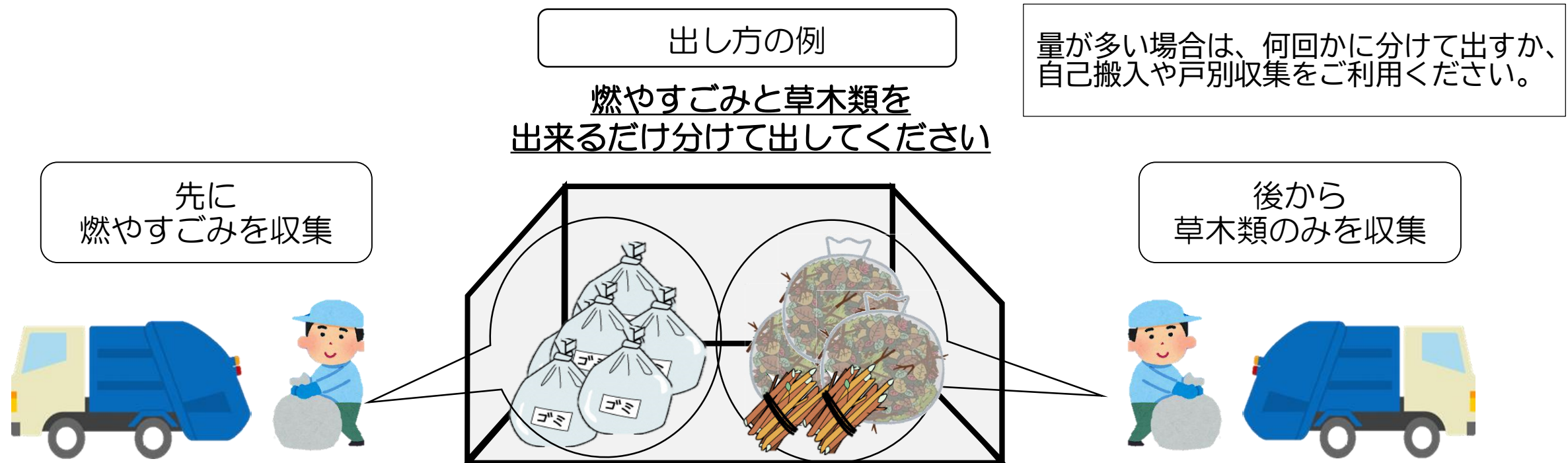
②分別収集の方法

4月1日からは、草木類の収集日には『燃やすごみの収集』と『草木類の収集』が行われるようになりました。

まず、燃やすごみの収集車は燃やすごみ(生ごみ等)を収集し、資源化できる草木類はステーションに残します。その後、草木類の収集車が収集にまわりますのでご注意ください。

ステーション内で、出来るだけ燃やすごみと草木類を分けて出してください。

※ごみの収集状況や天候により、燃やすごみとしてまとめて収集する場合があります。



③ステーション収集以外の資源化方法

以前から実施している戸別収集(予約制)や自己搬入は、引き続き行います。

※一部自治会にある草木類の専用集積所の収集も引き続き行います。

戸別収集	清掃リサイクル課へ電話予約後、各家庭まで収集に行きます。 ※長さ・太さ等に制限あり	自己搬入	環境美化センターにて搬入物を確認したのち、ご自身で資源化事業者へ搬入していただきます。 ※長さ・太さ等の制限なし
------	--	------	---